

桑名市防災拠点施設条例施行規則をここに公布する。

令和2年10月26日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市規則第59号

桑名市防災拠点施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、桑名市防災拠点施設条例（令和2年桑名市条例第33号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 桑名市防災拠点施設（以下「拠点施設」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の平日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(利用時間及び利用区分)

第3条 拠点施設の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 拠点施設の利用区分は、別表のとおりとする。

(利用許可の申請)

第4条 条例第4条の規定により拠点施設の利用許可を受けようとする者は、桑名市防災拠点施設利用許可申請書（様式第1号）に利用目的を明記して市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、利用しようとする日の1月前から受け付けるものとする。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する期間以前でも申請を受け付けることができる。

(1) 市その他の行政機関等が主催（実行委員会形式を含む。）する事業

(2) 市内の小学校又は中学校が防災教育目的のために利用する事業

(3) その他市長が適当と認める事業

(利用の許可)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請について適当と認めるときは、桑名市防災拠点施設利用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を申請者に交付する。

(利用許可の変更又は取消し)

第6条 拠点施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用許可の事項の変更又は取消しをしようとするときは、桑名市防災拠点施設利用変更（取消）申請書（様式第3号）に、許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について適当と認めるときは、桑名市防災拠点施設利用変更（取消）許可書（様式第4号）を申請者に交付する。

(利用手続等)

第7条 利用者は、拠点施設を利用するときは、利用前に桑名市防災拠点施設鍵借用書（様式第5号。以下「借用書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、借用書と引き換えに拠点施設の鍵を利用者に貸与する。

3 利用者は、前項の鍵で拠点施設を自ら開錠し、利用後は、自ら施錠し、速やかに市長に返却しなければならない。

4 利用者は、拠点施設の利用を終えたときは、桑名市防災拠点施設点検表（様式第6号。以下「点検表」という。）の点検項目を確認し、必要事項を記入の上、鍵の返却時に点検表を市長に提出しなければならない。

5 利用者は、拠点施設の鍵を複製してはならない。

6 利用者は、拠点施設の鍵を紛失し、又は損傷等したときは、これを賠償しなければならない。

(禁止行為)

第8条 拠点施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 物品の販売

- (2) 個人の利害を目的とする政治活動又は支持者等の集会
- (3) 特定の宗教団体の利益又は普及に係る活動
- (4) アルコール飲料を伴う会合

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 定員を超える人員を入場させないこと。
- (2) 許可を受けることなく物品を販売し、又は陳列しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けることなく壁、柱等に貼り紙、ピン、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 利用を許可されていない施設及び附属設備等を利用しないこと。
- (6) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 施設の利用の権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (8) 利用を終える前に、利用した施設の清掃をすること。
- (9) 拠点施設の管理上支障を来すような行為をしないこと。
- (10) その他職員の職務上の指示や立入りを拒まないこと。

(職務上の立入り)

第10条 利用者は、職員の職務上の立入りを拒んではならない。

(施設等損傷の届出)

第11条 利用者は、拠点施設の施設若しくは附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその理由を書面により市長に届け出なければならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 第4条の規定による拠点施設を利用するための手続等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表（第3条関係）

利用区分	時間区分			
	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～21時)	全日 (9時～21時)
管理棟研修室A				
管理棟研修室B				
管理棟研修室一体				

備考

- (1) 時間区分は、準備及び原状回復の時間を含むものとする。
- (2) 冷暖房設備の利用に係る使用料は、無料とする。

桑名市防災拠点施設利用許可申請書

（宛先）桑名市長

次のとおり施設の利用を申請します。

利用年月日	年 月 日	
申請者	住所	
	氏名（ふりがな）	
	電話番号	
利用責任者	団体名（ふりがな）	
	住所	
	氏名（ふりがな）	
	電話番号	
利用区分（○で囲む）	管理棟研修室A ・ 管理棟研修室B ・ 管理棟研修室一体	
利用時間（○で囲む）	午前 ・ 午後 ・ 夜間 ・ 全日	
利用目的		
利用人数	人	
行事名称		
利用する附属設備		

桑名市防災拠点施設利用許可書

様

桑名市長

次のとおり施設の利用を許可します。

利用年月日	年 月 日	
申請者	住所	
	氏名（ふりがな）	
	電話番号	
利用責任者	団体名（ふりがな）	
	住所	
	氏名（ふりがな）	
	電話番号	
利用区分	管理棟研修室A ・ 管理棟研修室B ・ 管理棟研修室一体	
利用時間	午前 ・ 午後 ・ 夜間 ・ 全日	
利用目的		
利用人数	人	
行事名称		
利用する附属設備		

許可条件

- 1 利用の前に、桑名市防災拠点施設鍵借用書（様式第5号）を防災・危機管理課に提出し、施設の鍵を借りて、自ら施設の開錠及び施錠をしてください。
- 2 利用後は、速やかに施設の鍵を防災・危機管理課に返却してください。
- 3 利用者は、次の事項を守ってください。
 - (1) 定員を超える人員を入場させないこと。
 - (2) 許可を受けることなく物品を販売し、又は陳列しないこと。
 - (3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
 - (4) 許可を受けることなく壁、柱等に貼り紙、ピン、くぎ打ち等をしないこと。
 - (5) 利用を許可されていない施設及び附属設備等を利用しないこと。
 - (6) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (7) 施設の利用の権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (8) 利用を終える前に、利用した施設の清掃をすること。
 - (9) 施設の管理上支障を来すような行為をしないこと。
 - (10) 職員の職務上の指示や立入りを拒まないこと。
 - (11) 利用を終えたときは、桑名市防災拠点施設点検表（様式第6号）の点検項目を確認し、必要事項を記入の上、鍵の返却時に点検表を提出すること。
- 4 次のいずれか該当するときは、利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことがあります。
 - (1) 桑名市防災拠点施設条例又は同施行規則に違反したとき。
 - (2) 利用許可の条件に違反したとき。
 - (3) 施設又は附属設備等を破損する恐れのあるとき。
 - (4) 管理運営上支障があると認められるとき。
 - (5) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
 - (6) その他市長が利用を不相当と認めるとき。
- 5 利用中に施設若しくは附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、速やかに防災・危機管理課に届け出て、何人の行為であっても利用者が原状に回復し、その損害を賠償しなければなりません。
- 6 拠点施設を災害発生時における災害応急対策の活動拠点とするために利用するときは、利用の許可を取り消すことがあります。

桑名市防災拠点施設利用変更（取消）申請書

（宛先）桑名市長

次のとおり施設の利用変更（取消し）を申請します。

利用年月日		年	月	日
申請者	住所			
	氏名（ふりがな）			
	電話番号			
利用責任者	団体名（ふりがな）			
	住所			
	氏名（ふりがな）			
	電話番号			
変更・取消（○で囲む）	変更前 ・ 取消		変更後	
利用区分（○で囲む）	管理棟研修室A 管理棟研修室B 管理棟研修室一体		管理棟研修室A 管理棟研修室B 管理棟研修室一体	
利用時間（○で囲む）	午前・午後・夜間・全日		午前・午後・夜間・全日	
利用目的				
利用人数	人		人	
行事名称				
利用する附属設備				

年 月 日

桑名市防災拠点施設利用変更（取消）許可書

様

桑名市長

印

次のとおり施設の利用変更（取消し）を許可します。

利用年月日	年 月 日	
申請者	住所	
	氏名（ふりがな）	
	電話番号	
利用責任者	団体名（ふりがな）	
	住所	
	氏名（ふりがな）	
	電話番号	
変更・取消	変更前 ・ 取消	変更後
利用区分	管理棟研修室A 管理棟研修室B 管理棟研修室一体	管理棟研修室A 管理棟研修室B 管理棟研修室一体
利用時間	午前・午後・夜間・全日	午前・午後・夜間・全日
利用目的		
利用人数	人	人
行事名称		
利用する附属設備		

桑名市防災拠点施設鍵借用書

（宛先）桑名市長

次のとおり施設を利用するにあたり、施設の鍵を借用します。

利用年月日		年 月 日
申請者	住所	
	氏名（ふりがな）	
	電話番号	
利用責任者	団体名（ふりがな）	
	住所	
	氏名（ふりがな）	
	電話番号	
利用区分（○で囲む）	管理棟研修室A ・ 管理棟研修室B ・ 管理棟研修室一体	
利用時間（○で囲む）	午前 ・ 午後 ・ 夜間 ・ 全日	
利用目的		
利用人数	人	
行事名称		
利用する附属設備		

鍵の借用について、次のとおり誓約します。

- 1 施設の鍵は、当方が責任を持って管理します。
- 2 施設の利用が終わったときは、速やかに鍵を返却します。
- 3 万一、施設の鍵を紛失、損傷などした場合には、いかなる理由があっても当方の責任で賠償します。
- 4 施設の鍵は、複製しません。

申請者氏名 _____

利用責任者氏名 _____

桑名市防災拠点施設点検表

（宛先）桑名市長

施設の利用について、次のとおり確認しましたので、施設の鍵を添えて報告します。

利用年月日		年 月 日
申請者	住所	
	氏名（ふりがな）	
	電話番号	
利用責任者	団体名（ふりがな）	
	住所	
	氏名（ふりがな）	
	電話番号	
利用区分（○で囲む）	管理棟研修室A ・ 管理棟研修室B ・ 管理棟研修室一体	
利用時間（○で囲む）	午前 ・ 午後 ・ 夜間 ・ 全日	
利用目的		
利用人数	人	
行事名称		
利用する附属設備		

桑名市防災拠点施設点検項目

No.	点検項目	チェック欄	不備の有無 （○で囲む）	不備の内容
1	利用した設備（机・椅子など）は元の位置に戻しましたか。		あり・なし	
2	施設は整理整頓されていますか。		あり・なし	
3	施設は清潔に利用しましたか。		あり・なし	
4	施設の照明や冷暖房設備などの電源は切りましたか。		あり・なし	
5	施設の出入り口や窓の鍵は、施錠しましたか。		あり・なし	
6	駐車場の出入り口の鍵は、施錠しましたか。		あり・なし	
7	ゴミは持ち帰りましたか。		あり・なし	

申請者氏名 _____

利用責任者氏名 _____